

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木曜日） 開会 午前 9 時 0 4 分 閉会 午前 1 0 時 0 9 分 散開 午前 1 0 時 0 9 分
場 所	第 2 委員会室
出 席 委 員	委員長 藤 江 徹 副委員長 長谷川 進 野 坂 純 子 松 本 忠 明 稲 吉 照 夫 丸 山 千代子 都 築 幸 夫 (議長 廣 野 房 男)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美議員 吉本智明議員 田境 毅議員 黒木 一議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 内 田 守 総 務 部 長 菅 沼 秀 浩 税 務 担 当 参 事 稲 熊 公 孝 消 防 長 山 本 秀 幸 教 育 部 長 山 本 晴 彦 企業立地監兼企業立地課長 鴨 下 直 史 企画部次長兼財政課長 鳥 居 正 和 総務部次長兼人事秘書課長 山 川 真知子 消 防 次 長 吉 田 孝 正 教育部次長兼文化スポーツ課長 夏 目 守 雄 企画政策課長 柴 田 淳 一 税 務 課 長 小 林 祐 史 予 防 防 災 課 長 新 實 直 哉 学校教育課長 加 藤 宏 和 財 務 担 当 課 長 伊 藤 孝 庶務・給食センター担当課長 夏 目 慎 子
書 記	議会事務局 局長補佐 手 嶋 大 地
会 議 に 付 し た 案 件	第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について 第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について 第68号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末） 第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田） 第71号議案 令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号） 陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書

委員長 皆さん、おはようございます。

12月も11日、中旬に一応入りまして、気温もぐっと下がってきて、この季節らしいっていえば季節らしいんですけども、特に朝晩はかなり冷え込んでまいりましたので、皆さんのほうも健康に御留意していただきたいと思っております。

昨日まで交通安全運動で子どもの見守り活動やった中で、非常に通学する元気な子どもたちの顔を見て何を思ったかという、今猛威を振るってるインフルエンザ、学級閉鎖等々も発生しておりますけども、その子どもたちがみんな元気な顔で通学してるのを見まして、みんなこのインフルエンザに負けずにこの冬を過ごしてもらいたいなというところを願って、そういう私の気持ちで子どもたちの顔を見ておりました。そんなところで、一応これから皆さんもぜひ健康に御留意していただければというふうに思っております。

今日は開会に先立ち、町長がお見えになっておりますので、挨拶をよろしく願います。

町長。

町長 おはようございます。

委員長からお話ありましたように、年末の交通安全週間におきましても多大なる御尽力、御協力、御理解、本当にありがとうございます。おかげをもちまして、本町におきましても大きな事故なく年末を迎えられるんじゃないかなと思っておりますけども、交通安全活動についてはもう常時見守っていく必要があるということなのでよろしくお願いしたいと思います。

最近地震の情報もございまして、青森県が、特に八戸震度6強、間違いなく6強になりますと物が飛び上がってくるような状態でありますけれども、新聞によりますと後発地震ということで、東北地震の影響はまだまだあるということで、しばらくの間、後発地震という名の下に大きな地震が起きるんじゃないかなということが予測されております。本町、本地域におきましても決して安心できる地域ではないということで、私も戒めるためにも十分いろんな各地の被災関係の情報を得てまいりたいと思っておりますけれども、幸いにも災害時相互応援協定を結んでおります岩手県の平泉町、そして住田町様にも連絡をしましたけども、特段の異常はないということを聞いております。また、まちづくり協定を結んでいる剣淵町におきましても同様でございます。特に備えが必要だということはよく分かっておるわけでありまして、やはり落ち着いて行動する心がけっていうものをですね、日頃よりわきまえていかないと、慌てちゃいけないなということを感じ取ったものでございます。

1点報告でございます。12月6日の愛知万博の市町村対抗の駅伝競走大会が行われまして、結果報告であります。幸田町は町村の部で第2位という好成績で終えることができました。2位というのは優勝はありませんけれども、今回で3回目ということであります。3位も2回あるということで、常日頃より大変な実績を出していただけるということにいつも感謝するばかりでございます。9月の選考会で選出された選手の皆さんが定例的に練習を重ねられ、その成果が発揮されたものと思っております。一時的にはトップに立つこともあったということで盛り上がった時期もありましたけども、これはこ

れでまた来年にも期待していきたいと思っております。1人、区間賞で第7区、光ヶ丘女子高等学校の児玉彩花さん、児玉彩花さんが区間賞を取ったということを報告させていただきます。

本日も上程する議案が6件ありますけれども、慎重審議をよろしくをお願いします。

以上です。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 4分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回の改正につきましては、令和6年度の能登半島地震をきっかけに改めて見直しをされ改善をされたということの説明がございました。

そこでお聞きをするわけでありますけれども、この大規模災害時における特殊勤務手当、これが今までの支給対象、これが消防職員であったものが全ての職員、消防職員を含む全ての職員ということに対象が拡大をされたわけであります。また、金額につきましては、今までは遭難救助等に対して840円ということであったわけですが、これが巡回監視、応急作業等、それから派遣されて行う災害応急対策の作業、遭難救助と、それからその他町長が認める作業でっていうことで、5種類の特殊勤務手当が設定されたわけなんですけれども、今までの金額に対して、どういう基準で前後に金額を設定されたのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいなと思うんですけれど。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 手当の額についての御質問ありがとうございます。

手当の額につきましては、作業内容により職員が直面する危険度や負担の大きさを勘案して、国が定めた金額に倣ったものになっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 本会議でも質問したんですけれども、この遭難救助、これは訓練を受けた消防職員が行うということで、これが840円なんですね。今までも改正前もこの同じようなこの遭難救助等に対して840円が手当として支給をされていたわけですが、全体を見通してみますと、やっぱりこのいろんな作業内容見ますと、遭難救助のほうが危険が伴うような感じがしてならないわけでありますけれども、そうしたのがそのまま据え置かれて、金額がそのままになってきてるっていうことであります。その他、町長が求める作業は1,080円ということなんですけれども、この辺のところがやはりこの危険度に合わせて設定するものではないのかなって思うわけなんですけれども、この辺どんな、どういう基準で、たまたま前回改正前が840円だったからこれを基準にしてやったのか、

その辺がちょっと知りたいんですがいかがですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 金額の高いもの、低いもの、その基準についての御質問だと思います。

消防についての基準の金額につきましては、令和7年の3月議会でこの規定を設けさせていただいておりますが、こちらは国におけるほかの、例えば自衛隊ですとか警察ですとか、そういった方々の派遣に伴う金額と足並みを合わせるという意味でこの金額が設定されていると思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 分かりました。それで、この改正後のものにつきましては区分けがされますよね。大規模災害時は一律に全て1,080円ということになっておりますが、それ以外のときは作業内容に応じてそれぞれ金額が設定されております。この手当が大規模災害時とそれから災害応急手当作業、こういう、これを区分けするのはどこで区分けするのでしょうか。国において定め、これは国が定められているということかお伺いします。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 大規模災害というものにつきましては、国におきまして、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された災害や災害救助法が適用された災害という基準が設けられておりますので、本町におきましてそれに準じて取扱いをしたいと考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 災害対策基本法、国の法律に基づいて設置された場合、この一律1,080円ということなんですが、それ以外の災害時っていうこの基準は、これは町長が認めた場合ということで、その災害対策に派遣をされる職員の手当は町長が認めるっていうことなんでしょうか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 災害対策基本法や災害救助法の摘要ではない場合につきましては、今回新たに改正をさせていただく条例の第12条に、異常な自然現象により重大な災害が発生しという、そういった条件が記載をさせていただいております。こちらにつきまして、まず、異常な自然現象につきましては、暴風ですとか豪雨、洪水、地震などの自然現象のことを指しまして、また、重大な災害といいますのは、大規模な土砂の崩壊ですとか川の決壊、道路の冠水、そういった災害が起きた場合、そういった場合について、災害対策基本法の適用がない場合でもこの手当を支払いたいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 確認ですけども、ここにうたってある派遣されて行う災害応急対策の作業というのがありますけども、これは消防職員じゃなくて、別な、現場に行かなくて後方で作業するという解釈でよろしいですか。実際には応急作業に直接携われてなくて、その後ろ、バックでそういったフォローする仕事をするという解釈でよろしいですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 被災地へ派遣する職員がどんな作業をするかにつきましては、派遣先の市町

村からの指示を受けて仕事をするようになりますので、全てこちらで決めることはできないんですが、例を挙げますと、能登半島地震の際の内灘町への派遣の際は、罹災証明の発行のための家屋調査などを担当しておりまして、この場合は現場に出た作業になりますので、今回でいいますと1,080円の額になるかと思います。1,080円というのは、実際に派遣職員の場合は710円になっておるんですが、大規模な災害の場合に職員を派遣することが多いですので、その大規模災害というほうを適用して1,080円を支給することになるであろうと考えております。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 また、その辺の線引きは非常に難しいかと思っておりますので、やはりそういった作業に当たるときには、派遣する元のほうもやっぱりしっかり把握してその辺の作業の区分ですか、把握して指示をお願いしたいなと思います。いずれにしても大変な作業になると思いますんで、本人の安全も含めてしっかりと指示系統を明確にしてほしいなというふうに思いますんでよろしくお願いします。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 派遣先で行う作業につきましては、派遣先としっかり連絡を密に取りながら、職員の安全確保もしっかりとお願いをしながらやらせていただきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第58号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第58号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第59号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第59号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。ございませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第60号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第60号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第68号議案 財産の取得について(被災者生活再建システム等端末)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回被災者生活再建システム、この端末の購入を24台されるようですけれども、今までこうした端末機器につきましては、主に東京理科器さんが取り扱っていたような気がするんですけれども、今回入札ということでこのような結果になっているわけなんですけれども、この辺のところは購入に当たっていろいろと入札業者、参加業者も指名をされてきているわけなんですけれども、こうした一連の端末機器といいますか、タブレット機器といいますか、そういうものにつきましてはどのような基準でやっておられるのか伺いたいと思います。確かこれ5年やったかな。大体5年ぐらいが消耗される頻度で買い替えとかリースとかやられるわけでありますけれども、この辺のところをちょっと伺いたいと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 委員言われる、以前は有限会社東京理科器さんということでしたが、今回は入札ということで、委員関係資料にありますように47ページですけども、こちらの結果となりました。有限会社東京理科器さんのほうも結果的には金額においては2番目の金額を入れていただいているところでございます。入札結果でございますので、今回は各業者さんの企業努力によってこのような結果があったと思っております。また、パソコンについてですが、職員のパソコンまた学校の先生、そちらのほうの端末については確かに5年ぐらいの期間で更新のほうをしていると思っております。また、パソコンのOSの関係もありまして、5年という決めつけた期間ではありませんで、また6年7年となっているタイミングもあったこというのを記憶しております。あとただ、今回ですね、この24台につきましては、今回の端末につきましては、新たな、5年前にこの端末を用意しているわけじゃなくて、新たに今回の災害時生活再建システムに使えるように、被災が起こったときに使えるように24台購入するものとなっております。

以上です。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 確か以前、こうした端末機器を購入する、購入するっていうか、ときは大体は随契とかそういうこともやられてきたわけでありますので、こうした、何ていうん

ですかね、確かに入札によって安価な金額を落札業者が、落札した業者と契約をするってことは分かるわけでありますけれども、今後こうした後々のフォローですね、ことを考えると、継続してやったほうが有利なのかどうなのか、業者をですね。と思うんですけれども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 今回の入札に当たりましては、この被災者生活再建システム等端末ということで、これに耐え得る仕様となれば大丈夫ということです。今回はタブレットまたは2 in 1のパソコンですね。持ち運びが便利なパソコンにはなるんですが、そういったものであれば別に機種指定とかしているわけではありませんので、十分今回の入札、入札っていうか、欲しい端末についてはそういった仕様となっております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第68号議案 財産の取得について（被災者生活再建システム等端末）を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第68号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピネス・ヒル・幸田）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 質問させていただきます。議案関係資料に載っております債務負担行為の総額ってところで、ハッピネス・ヒル・幸田指定管理業務に要する経費の限度額っていうのは、24億1,250万円（5年間総額）ということになっておるわけですが、この根拠について伺いたいと思います。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 令和7年度で現在の指定管理期間が終了いたします。また新たに令和8年度から5年間、令和12年度まで指定管理料の限度額を設定させていただくものでありますが、収入支出の項目的なところにこれまでとは大きな変化はありませんけれども、支出につきましては、光熱費、それから人件費、重油やLPガスの燃料費、物価高が大きく高騰しておりまして、あわせて同様の原因による外注費、そういったところの高騰などによりまして、前回5年前の限度額比較しますと5億円ほど増額となっております。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。光熱費、電気ありますが、そういったものの高騰ということでもありますけれども、これを限度額の、この経費の限度額を5年間になると1年間で4億8,250万円という、計算しますとなるんですけれども、従来ですね、従来、これまで幾らだったんでしょうか。お願いします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 現在の限度額につきましては19億1,000万円であります。それを単純に5年で割りますと、1年が3億8,200万円という金額になります。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 これがその増えているという要因というのは、先ほど言われた光熱費などいろいろ挙げられましたけど、そういったものなんでしょうか。確認の意味でお伺いいたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 繰り返しになりますけども、やはり先ほど言った物価高、人件費の高騰、燃料費の高騰、そういったところが大きな原因と、要因となっております。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 分かりました。そういったことで、経費が増えているということでもあります。こういった経費が増えていることが、ということですので、町民会館の利用料なんですけども、こういった部分も利用料が出れば、経費、要求される経費についても、物すごく価格が減少するということになると思いますので、しばらくは、何年かですか、何年か、向こう10年か何か、ちょっとこの前説明があったわけですけども、しばらくこの経費に、経費っていうか、利用料の見直しをされてないということもあって、こういった経費が増えるということでもありますので、ぜひリーズナブルな価格の見直しをしていただきたいなというふうにいうふうに思います。これについては既に見直しされるということ言われておりますので、ぜひお願いしたいと思います。これについての回答は結構でございます。

それからもう一つですね。ハッピーネス・ヒルの管理されてる文化振興団体ですね。これ任意団体から法人格になるわけであります。これについては11月の協議会でも説明が、概要の説明があったわけですけど、なぜ法人格への変更がこのタイミングなんだというところについて、まず、それについてお伺いしたいと思います。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ハッピーネス・ヒル・幸田に指定管理者制度が導入されたのが平成18年度からであります。以降、4期20年にわたりましてこの現在の幸田町文化振興協会が指定管理者として施設の管理運営を担っていただいております。そんな中で平成20年12月に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律というものが施行されまして、営利を目的としない社団と財団についての法人が行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することができる法人制度というものが創設をされました。これを機に各自治体の各施設で指定管理者制度を導入しているところについては、法人格を有する団体による管理運営に切り替えていくようになりました。この動きについて幸田町文化振興協会からも打診を受けておりまして、5年前の第4期に変わるタイミングで調整しようというふうに考えておりましたが、そういったさなかに町民プールの天井の一部が崩落する事故がありまして、そちらの、ちょっと言い訳になるかもしれませんが、その対応に随分追われまして、そのタイミングを失ってしまったということで、今回5期目となるこのタイミングでお願いしているものであります。

委員長 15番、都築委員。

15番都築幸夫 それから、法人格の団体になるとどのようなメリット、ちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

委員長 都築委員、申し上げます。これ今指定管理者の指定っていうことなんで、それに対するテーマからちょっとそれるのではないかと思いますけど。

15番都築幸夫 いや、だから、僕は外れてないと思います。

委員長 じゃあ、継続してください。

15番都築幸夫 具体的なメリットがあってやられると思うんですけども、それについて伺いたいと思います。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 メリットとしては幾つかあると思うんですが、大きくは2つあります。

1つは社会的な信用を得るということでありまして。取引だとか契約、そういったものがスムーズに行えるということを知っております。また、金融機関だとかそういったところから融資、資金の調達がしやすくなるという話も聞いております。もう一点ですが、不法行為があった、何か問題が起きた場合、これまでは任意の、文化振興協会は任意の団体ですので、その長が責任を個人が負うことになるんですけども、法人格を有することによって、その責任の主体が原則法人になるというところで、職員としても仕事がしやすくなるというか、そういった守られた状態にはなると思います。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回5年間の限度額が定められるわけでありましてけれども、その中で前回の19億1,000万円ということから考えると、5億円、相当増額になったという説明であったわけですがけれども、この文化振興協会につきましては、管理運営に対して独自の、例えば安価な工事については独自の裁量で工事発注ができるというようなことがあったわけですがけれども、今回はそのようなこともこの金額の中に含まれているのか伺いたいと思います。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 現在の文化振興協会が次財団のほうで管理するということになっても、現状は変えない方針でいます。現在は50万円以下の修繕については文化振興協会が行っておりますが、それ以上のものについては町のほうで施工しております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 物価高騰でいろいろと経費等も高騰しているわけですし、また外注費なども高騰というような説明があったわけでありまして、その辺の基準、文振協の裁量で行う工事発注等、やっぱり50万ということにとらわれずに、やはり長寿命化、その辺を優先させるならば、こうした50万以下ということではなくて、やはりその金額の上限額の設定は変えていくべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 その辺については今のところ文化振興協会、現在文化振興協会とは話合

いの中で我々としては出ておりませんが、ちょっと一度またちょっと事務局のほうにも
1回確認をして調整させていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第69号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）を原案どおり決
するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第69号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで、理事者の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたしま
す。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 債務のほうで国庫支出金について伺いたいと思います。

公立学校の情報機器活用支援体制整備費補助金、これ小・中学校が上がっているわけ
ですけれども、これは通信設置の調査ということだったわけですから、これ前回G
IGAスクール構想のときに、こうした環境調査っていうのはやられたというふうに思
うんですが、新たにやられるのがなぜなのか伺いたいと思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 第1期GIGAスクール構想につきましては、令和2年度にタブレット端末
を配りまして、LAN配線をしたところでありまして、それで、5年間たちますので、現
在の問題点を調査しながら次の改善に努めるということで今回の調査があります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 国から今年度中に完了するようについてということ求められているんではな
いでしょうか。いつまでに完成する予定なんでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 前回の9月議会において、歳出の議決を得ております。今回につきましては、
国の補助金が確定しましたところから今回の補正を上げたところでありまして、工期につ
きましては3月末までに終わる予定となっております。

委員長 ほかにありませんか。

4番、松本委員。

4番松本忠明 私は議案説明資料の事業概要、地域公共交通会議負担金に要する経費につい
て話をさせていただきます。

まず、これをしていただくことは賛成で、ちょうど1年前にも一般質問させていただいたときに、幸田町の公共交通の将来像ということでお話ししたときに、えこたんのコンパクト化とそれからチョイソコでそれを補完する、そして有償化を考えていくという方向性をいただきました。これについては私はもうその立場で賛成、その補正について賛成しております。

その中でちょっと2点、懸念点がありますので、それについて伺います。1点目はえこたんバスの利用についてということで、来年10月から利用の方向で検討が進められるということですが、その中でえこたんバスのスクールバス機能、スクールバス機能についてはどのように検討が進められているのか、それを教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 今えこたんバスの再編、チョイソコの拡大というのを考えているんですけど、このスクールバス機能に関しましては、現在の状況と同様に15時から16時の間はスクールバスとしてえこたんバスを使っていただくというようなことで検討を進めております。

委員長 4番、松本委員。

4番松本忠明 ありがとうございます。前回はそういうお話をさせていただいて、ぜひ残していただきたいということをお願いしまして、その対応していただいたということで感謝します。

その中で、その次のステップ、そのときにも伺ったんですけど、今下校時ですけど、登校時っていうものの議論はされているのかされてないのか。今回何か織り込まれているのか。これについても議論されていたらその結論を教えてくださいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 すみません、下校時に合わせた15時から16時の間は現行どおりなんですけど、早朝に関しましては拡張するという今検討しておらず、現行のとおり9時前からスタートする。17時までの中でえこたんは運行していくということで進めております。

委員長 4番、松本委員。

4番松本忠明 前回はいろんな役場の運用の中だと、ドライバーの確保だとか費用の問題とかいろいろあるんで難しいということは伺っておりました。しかし、将来に向けては、例えば業者の委託ができるようになったりだとか、いろいろ環境変わってくるといいますんで、そのときにはさらなる改善をお願いしたいと思いますので、引き続き研究検討をお願いしたいと思います。

それからもう一点ですね。この車両がチョイソコバスの車両、これはリースで購入されるというふうに書いてありますけれども、このリースで購入されるっていう意図というのはどういうことなんでしょうか。例えば今回の一般質問でもお話ししましたが、将来っていうのは、やはりこういった公共交通も自動運転が進んでいくだろうなど。そういうことを見越していくと、そういう自動運転の機能がついたバス、例えばトヨタのウーブン・シティでやられてるようなバスだとかですね、そういうものを検討されてるされてないのかだとか、そういった何か御利用検討される上でリースにされた、あるいはその検討していく上で何かそういうような議論があったのかなかったのか、そういっ

たことについてお話いただければと思います。よろしくお願いします。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 リースにした理由ということですけど、まずは車両が確保、間違いなくしやすいということでリースを考えさせてもらっております。そして、そのときに自動運転の技術ということ、自動運転車に関しましてはさきの一般質問でも部長のほうから回答させていただいたとおり、やはり車両がなかなか高額なものだ。あと点群地図、3Dマップの整備もなかなか費用がかかってくるというようなことで、現時点で導入ということまでは考えてはいないんですけど、将来そういったものが普通に走るようになってきたときにはもちろん考えていく必要はあると思いますので、今は市販で売られている中での技術の高いものというものを導入していくのが先かなとは思ってます。ただ、今回はリース車両ということで運行のほう進めていきたいということで調整は図っております。

委員長 4番、松本委員。

4番松本忠明 ありがとうございます。なかなかこれもですね、一足飛びに新しいことを、新しい技術、新しいシステムに乗り移るっていうのは難しいかなと思いますけれども、ニュース報道とかによりますと、17人乗りで1,500万の電気自動車、これウーブン・シティを走ってるという話を聞きます。そういったこともぜひぜひ研究していただいて、次のステップにつなげていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。以上です。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 自動運転の技術に関しましては、もちろん今後も引き続き研究させていただきながら、岡崎さんの運行状況等も見ながら、幸田町がしっかりできるときに来たら導入というものも考えていきたいと思います。

委員長 3番、野坂委員。

3番野坂純子 私も今松本議員の言われたとこと同じなんですけど、議案質疑のときに聞き忘れてしまったのでちょっとお聞きしたいのですが、今1台のが3台になって、そして年齢制限もなしっていうことで、多くの方が使えるのでとてもありがたいと思うんですが、その今64歳以下の人たちがタクシーや何かを使ってたわけですけど、そういうのがやっぱりチョイソコを使えるようになると、そういう使用する回数が減ってくると思うんですが、タクシー会社への影響っていうのは何か考えられているんでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。64歳以下の方々がどれくらい利用されるかっていうのは、運行した中でまた調査しながらということになりますが、もちろんこのチョイソコの運行に関しまして地元のタクシー業者さんの協力を得ながら運行しており、この公共交通会議の中にもタクシー事業者の方々には入っていただいておりますので、この運行に関しましての情報はしっかり共有されておる中で進めておるということで、もちろんタクシー事業者に影響は出てくるかもしれませんが、御理解いただいた中で運行を進めていけるという理解をしております。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第71号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算(第3号)を原案どおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第71号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 ただいまは議案6つについて慎重、熱心な審議ありがとうございます。また、本会議におきましても、承認かけていただきますようお願いいたします。

なお、ハッピネス・ヒル関係でございますけども、指定管理ということで4月から法人格を取得した文振協が行っていくということでもあります。新しい形でしっかりと運営を確立していきたいなと思っておりますが、かねてよりお話をしておりましたその中の一角にありますカメラアさんがレストランが3月31日をもって、お願いはしておったわけですけども、どうしても事情があって閉じられるということで、現在の状況でありますけど、数社施設を見ていただく、カメラアさんの経営状況も情報開示していただいて運営が可能かどうかというところも聞いております。

私どもとしては一時的に空白っちゅうかその部屋が空いてしまうっちゅうか、このないように努力はしておりますけれども、やはりどこの市町村の公共施設内におけるレストラン運営というのは大変難しくて、コンビニになってしまったり、また新しい業者もどんどんどんどん変更になるっていう事態が多いということでもあります。あくまでも現状の施設をうまく使っていただきながら、カメラアさんがやってたような業態を継続していただけないかというような情報でお願いしておりますので、大きく施設を改善して新しいレストランをお迎えするという考えはありません。ただ、もし、1年でも入っていただいて、どのような飲食経営ができるかというところをもし選定されたい業者さんがいろいろ考える中で、今後ここでやっていけるというような話があれば、ぜひ支援をしていきたいと思っておりますが、私としましてはどうしても皆さん方イベントのときの休憩も含めて楽しみの空間でもあり、現在でも早朝からたくさんの方がモーニング等々来ていただくということで、大変人気の施設でありますので、うまく継続するように努めていかなければと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから公共交通につきましては、公共交通会議の様々な議論を経てやっと新年度の予算の中で台数を増やしながら、第5弾バスとの兼ね合いをうまく調整しながら、今まで以上に地域の足として活躍できるような体制づくりの最初になったとは思いますが、先ほど来、企画課長から申し上げましたとおり、まだまだ利用の形態を考えると、うまくかみ合わせる必要はまだ十分あると思っておりますので、これからも協議いただく中で最もよい公共交通の在り方を検討していきたいと思っておりますが、また、子どもたち

の通学路の足ですね、スクールバスという単独の機能はありません。けれども、様々な子どもたちが登下校でやっぱりいろんな形でスクールバスが利用できる人たちの地域もあるけれどもできない地域も確かにあるということで、その辺ももうちょっと踏み込めればなという考えでありますので、またいろんな場をもちまして提案をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は慎重審議ありがとうございました。以上です。

委員長 ありがとうございました。

ここで、10分間休憩といたします。

理事者は退席をお願いいたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時 2分

委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は全文ではなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

副委員長 陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書。

陳情者は、愛知県額田郡幸田町大字深溝字稲葉山19番地6、岩瀬泉氏であります。陳情の趣旨は、「日本国国章損壊の罪」の制定を国に求める意見書の提出を求めるものです。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いいたします。

15番、都築委員。

15番都築幸夫 この法律の制定する動きについて、ちょっと私いろいろ調べてみますと、かなり古くから、2012年の頃から国政レベルでも国会議員の間で古くから議論がありまして、最近でも、かなり盛んに何か議論されているようで、賛否両論の議論が続いているようなのが現状であるようであります。

この日本国国章損壊の罪の制定については、これは国政にお任せするというようにして、今意見書を提出するまでもないというのかなというふうに私は考えております。

そういった点で、提出については不採択でお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 ここの陳情にありますように、刑法っていうのは犯罪を防ぐというものでありますし、また、個人や国を守る、そのために刑法があるというふうに思っております。

す。

しかしながら、この国に対して、いわゆる政府に対して抗議するためにこの国旗を燃やしたりとか破ったりする行為というのも実際あるわけでありすけれども、これも繰り返されてきているわけでありすが、それはやっぱりそうした心情としてはやむにやまれぬ住民の叫び、声ではないかというふうに思います。これを刑法で押さえ込むことってというのは表現の自由に照らせば許されることではないというふうに思っております。ですので、このここに、陳情には器物損壊では十分でないというふうに書いてありますけれども、こうした罪につきましては、今までも器物損壊で十分対応していたということからすれば、わざわざこの制定を求めるものではないというふうに思います。この他人のこの器物を損壊をするという、この罪の刑につきましては、3年以下の拘禁刑、それから、または30万円以下の罰金ということで、今回提案されているこの中身でいうと、国旗損壊罪よりも低いということから考えれば、器物損壊でも十分対応できるというものではないかというふうに思いますので、私はこの陳情に対しては反対するものであります。また、何よりも、国に対して気に入らないこの表現については取り締まっていく、刑法で取り締まっていくと。こういうことは表現の自由に照らせば許されることではないというふうに思いますし、何よりも憲法にうたっていること、これを遵守していくことから、この陳情に対しては反対であります。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉委員。

12番稲吉照夫 お二方言われたように、私も今これをあえて取り上げることはしなくてもいいんじゃないかなという思いがいたします。それは器物損壊罪というのがあって、それでまず1つカバーできてると思うし、それと最近、ネットで調べたところ、国会でも新しく法律をつくろうという動きがありますので、そういった面で、これからどういう動きが起きるのか、やっぱりまだ見守っている段階でいいんじゃないかなということで、今回この件についてはあえてこちらからお願いしなくてもいいんじゃないかということで、取り上げない、不採択のほうで考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第11号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書を採択するに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第11号は不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時 9分

委員長 長時間、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会といたします。

散会 午前10時 9分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年12月11日

総務教育委員会
委員長